

(別記)

水産業省エネ・省コスト機器等導入緊急支援事業

第1 事業実施主体について

(1) 法人の範囲

専従者を雇用し、概ね周年にわたり操業している次に掲げる事業者は、本事業において、法人として扱うこととする。

- ・ 定置網漁業経営体（個人及び網組を含む。）
- ・ 小型底びき網漁業経営体（個人含む。）
- ・ その他知事が認める漁業経営体

(2) 認定漁業者に係る「見込み」の考え方

概ね事業実施期間の末日の属する年度内に認定漁業者になることが見込まれること。

第2 補助対象となる機器・漁具等について

備品購入費や需用費の範囲内で導入できるものとし、作業場や加工場等施設の整備に係る経費は補助対象外とする。

第3 効果検証について

交付決定日若しくは補助事業が完了した日の属する年度において、海況や対象魚種の来遊時期等により、導入した機器や漁具等を用いた本格操業に至らない場合は、翌年度以降において実施することとし、操業コスト削減に向けた取組状況について、県が実施する調査等に協力すること。